

市民税・県民税の申告について

別紙「市民税・県民税申告の手引き」を参照して申告書を記入の上、期限までに提出してください。

★★郵送での申告をおすすめします★★

- 申告相談期間中(2/16～3/15)の申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくことがありますので、できるだけ郵送での提出をお願いします。

※申告の要否及び記載方法などは、別紙「申告の手引き」をご覧ください。

申告に必要なもの

- ① 市民税・県民税申告書 ② 添付書類チェック表で該当する領収書、証明書又は明細書等
③ 個人番号カード(マイナンバーカード)、又は通知カードと身元確認書類(運転免許証・健康保険証等)

- 郵送で提出する場合は、下記の添付書類チェック表で添付書類をご確認の上で、証明書等を同封してください。

控除に必要な書類を添付しなかった場合は、控除が受けられず市民税・県民税が高く計算されることがあります。

添付した書類の返却を希望する方は、書類の返却を希望する旨の書面と切手を貼付した返信用封筒を同封してください。申告書の控が必要な方は、ご自身で同封の申告書<控用>に記載するか、控が必要な旨の書面と切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

添付書類チェック表

※申告書を提出する前に、チェック欄で確認をしてください。

項目等	確認事項	チェック欄		チェック欄が『いいえ』の場合、お問い合わせなどの参考にしてください。	
		はい	いいえ		
所得	事業・不動産	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⇒ご自身で作成された収支内訳書を添付されるか、それを参考に申告書の裏面11または12に記入してください。	
	給与	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⇒紛失した場合は給与支払元から再交付を受けてください。	
	公的年金等(雑所得)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⇒紛失した場合は年金事務所等の年金支払元で再交付を受けてください。	
	個人年金(雑所得)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⇒紛失した場合は個人年金の支払元から再交付を受けてください。	
控除	課税方式の選択	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⇒特定口座年間取引報告書等を紛失した場合は、それぞれの証券会社等にお問い合わせください。	
	社会保険料控除	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⇒紛失した場合は控除が受けられません。加入している保険者等から再交付を受けてください。	
	生命保険料控除	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⇒紛失した場合は控除が受けられません。加入している保険会社等から再交付を受けてください。	
	地震保険料控除	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⇒紛失した場合は控除が受けられません。加入している保険会社等から再交付を受けてください。	
	障害者控除	障害者手帳がありますか?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⇒障害者手帳の写しを添付してください。
		障害者控除対象者認定書がありますか?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⇒お住まいの区役所の健康福祉課高齢介護担当へお問い合わせください。
医療費控除	令和4年中支払分の医療費又は医薬品等購入費を事前に集計した明細書がありますか?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⇒事前に集計した明細書の添付がない場合、控除が受けられません。領収書は添付せず、5年間保存してください。	
寄附金税額控除	寄附金の領収書・受領証明書がありますか?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⇒寄附先へお問い合わせください。	

- ◆個人番号カード(マイナンバーカード)や通知カードの写しは、個人番号がわかる状態で添付してください。

- ◆健康保険証の写しを添付する場合は、記号・番号等を黒く塗りつぶしてください。

お問い合わせ先

お住まいの区	担当係	電話番号(直通)
〈中央区・南区〉	市民税第1係	025-226-2245
〈東区・江南区〉	市民税第2係	025-226-2365
〈西区・西蒲区〉	市民税第3係	025-226-2370
〈北区・秋葉区〉	市民税第4係	025-226-2375

郵送での提出先 地区担当係番号を入れ、切り取って宛名としてお使いください。

〒951-8554
新潟市中央区古町通7番町1010番地
古町ルフル3階
新潟市財務部市民税課 市民税第 係 行

税額の計算(参考)

市民税・県民税の計算方法

申告書(提出用)の表面「2所得金額」の⑫の金額 円 - 申告書(提出用)の表面「4所得から差し引かれる金額」の㉔の金額 円 = 課税標準額 (千円未満端数切捨て) (A) ,000円

この⑫の金額が415,000円以下の場合、課税されません。

※ただし、次の場合は金額が異なります。

ア 同一生計配偶者又は扶養親族(16歳未満含む)がいる場合

イ 申告者本人が障害者・未成年者・寡婦又はひとり親の場合

課税標準額 (A) ,000円 × 税率10% (市民税8%・県民税2%) = 所得割額【概算】 (B) 00円 (百円未満端数切捨て)

この所得割額【概算】から、税額控除(調整控除・寄附金税額控除・配当控除など)や配当割額・株式等譲渡所得割額控除額などを差し引きます。

なお、分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。

所得割額【概算】 (B) 00円 + 均等割額 (市民税3,500円・県民税1,500円) 5,000円 = 市民税・県民税額【概算】 00円

主な税額控除

◎調整控除(合計所得金額2,500万円以下の場合に適用)

課税標準額	調整控除額	
200万円以下	(A) 人的控除の差の合計額(右表参照) (B) 市・県民税の課税標準額	(A)と(B)のいずれか小さい額の5%を控除(市民税4%・県民税1%)
200万円超	{人的控除の差の合計額 - (市・県民税の課税標準額 - 200万円)} × 5% (市民税4%・県民税1%)を控除 ※ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円を控除	

◆人的控除の差

控除の種類		人的控除の差	控除の種類		人的控除の差
基礎控除		5万円	配偶者控除	一般	5万円
				老人	10万円
障害者控除	一般	1万円	配偶者特別控除 (右記の配偶者所得の場合)	48万円超50万円未満	5万円
	特別	10万円		50万円以上55万円未満	3万円
	同居特別	22万円	扶養控除		
寡婦控除		1万円	一般	5万円	
ひとり親控除	母である者	5万円	特定	18万円	
	父である者	1万円	老人	10万円	
勤労学生控除		1万円	同居老親	13万円	

※配偶者(特別)控除は、納税者本人の合計所得金額が900万円以下の場合のみ記載しています。

◎寄附金税額控除

(対象)

ア 都道府県・市区町村(特例控除対象)(※1)

イ 新潟県共同募金会・日本赤十字社新潟県支部・都道府県・市区町村(特例控除対象以外)

ウ 所得税の対象寄附金のうち、地域における住民の福祉の増進に寄与するものとして新潟県又は新潟市が条例で指定したもの(※2)

※1 東日本大震災等の被災地の県や市町村への寄附金、日本赤十字社や中央共同募金会、日本政府などへのうち、義援金も控除の対象となる場合があります。寄附をした都道府県・市区町村が特例控除対象かどうかは総務省のHP等で確認できます。

※2 新潟県では下記のうち、新潟県内に事務所・事業所を有する法人又は団体新潟市では下記のうち、新潟市内に事務所・事業所を有する法人又は団体(新潟県のみが条例で指定した団体等への寄附金は、県民税分のみに税額控除が適用されます。)

・独立行政法人・地方独立行政法人・公益社団法人
・公益財団法人・学校法人・社会福祉法人・更生保護法人 等

(寄附金税額控除の計算方法)

都道府県・市区町村(特例控除対象)への寄附金は下記の①と②の合計額を、それ以外の寄附金は①の額を税額控除します。ただし、控除の対象となる寄附金の総額は総所得金額等の30%が限度です。

- ① (寄附金額 - 2,000円) × 10% (市民税8%・県民税2%)
② (寄附金額 - 2,000円) × (90% - 寄附者の所得税の税率(復興特別所得税含む))
※②の額は、市民税・県民税所得割額の2割が限度です。また、②の額は、市民税から4/5・県民税から1/5が控除されます。

◆ワンストップ特例とは、確定申告をする義務のない人かつ給与及び公的年金等の所得のみの人が特例控除対象の自治体に寄附した時に「寄附金税額控除に係る申告特例申請」をすることで、確定申告をしなくても所得税分もあわせて市・県民税から控除される制度です。申告するときには、寄附金についての記載がないと控除されません。(市・県民税の申告では所得税分の控除まで受けることはできません。)

◎配当控除(一般)

課税総所得金額等	市民税	県民税	課税総所得金額等	市民税	県民税
1,000万円以下の部分	配当所得の2.24%	配当所得の0.56%	1,000万円超の部分	配当所得の1.12%	配当所得の0.28%

※一般配当以外の配当所得がある場合は、計算方法が異なります。詳しくはお問い合わせください。